



発行 東京都

目次

1

規則

○令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則………（総務局行政改革推進部行政改革課…

告示

○特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日の指定………（総務局行政改革推進部行政改革課…

規則

令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則を公布する。

令和三年一月八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二号

令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和二年東京都条例第五十四号。以下「条例」という。）第五条において準用する条例第二条、第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、令

和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態の指定）

第二条 条例第五条において準用する条例第二条第一項の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態として令和三年一月七日付け新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示による新型コロナウイルス感染症（条例附則第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態を指定し、同月八日を条例第五条において準用する条例第二条第一項の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態発生日として定める。

（東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態に対し適用すべき措置の指定）

第三条 前条の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態に対し適用すべき措置として、条例第五条において準用する条例第三条及び第四条に規定する措置を指定する。（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第四条 第二条の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態についての条例第五条において準用する条例第三条第一項の規則で定める日は、令和三年六月三十日とする。（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第五条 第二条の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態についての条例第五条において準用する条例第四条第一項の規則で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和三年四月三十日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第十二号の二

東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和二年東京都条例第五十四号）第五条において準用する同条例第三条第一項及び第二項の規定により、特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のとおり指定する。

令和三年一月八日

東京都知事 小池 百合子

特定権利利益

対象者

延長後の満了日

東京都在宅重症心身障害児(者)に対する訪問事業の実施に関する規則(平成十二年東京都規則第九十二号)第五条の規定による東京都在宅重症心身障害児(者)に対する訪問事業の利用の申請

東京都内に住所を有する者

令和三年六月三十日

東京都在宅医療的ケア児に対する訪問事業の実施に関する規則(平成二十九年東京都規則第六十八号)第五条の規定による東京都在宅医療的ケア児に対する訪問事業の利用の申請

同右

同右

食品製造業等取締条例(昭和二十八年東京都条例第一百一十号)第五条第一項の規定による弁当等人力販売業者の許可

東京都内で弁当等人力販売業者を営む者

令和三年五月三十一日

食品製造業等取締条例第五条の三第一項の規定による製造業者等の許可

東京都内で製造業者等を営む者

同右

動物質原料の運搬等に関する条例(昭和三十三年東京都条例第三号)第三条の規定による業として動物質原料を運搬する者の許可

東京都内で業として動物質原料を運搬する者

令和三年六月三十日

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和四十七年東京都条例第十七号)第五

東京都内に住所を有する者

同右

条の規定による大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成の認定

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえにリサイクルされています。